

## 第 37 回明石市入札監視委員会議事録

日 時 令和7年11月20日（木）

午後2時00分～午後4時00分

場 所 明石市役所 804会議室

### 【出席者】

（委員：委員長以下50音順）

森委員長、石原委員、角野委員、鍋島委員、濱田委員

明石市入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する定足数を満たしていることを確認。

（事務局）

〈財務室契約担当〉 川井総務局次長兼契約担当課長  
大畠工事契約担当係長、西坂事務職員

（工事主管部署）

〈上下水道局水道工務課〉 三谷工務担当課長  
〈公園・海岸課〉 近石整備係長、中丁技術職員  
〈プロジェクト推進室〉 高橋担当課長 三牧担当課長 菊川技術職員

### 【議事開始前の手続き】

1 開会（午後2時00分）

2 ・議事録署名人の選任

議事録署名人を鍋島委員、濱田委員に決定

・次回、抽出案件選定者の選任

鍋島委員、角野委員に決定

## 【議 事】

### 1 開 会

### 2 【抽出案審議案件及び個別審議案件】

事務局から、事前に担当委員が選定した2案件及び個別審議案件1件の下記の3件の工事について、抽出案件説明書により、工事概要及び公告から落札決定に至るまでの経緯を説明

- ・ No. 1 制限付一般競争入札（1.5億円以上）＝1件（抽出案審議案件）
- ・ No. 2 制限付一般競争入札（1.5億円未満）＝1件（抽出案審議案件）
- ・ No. 3 総合評価一般競争入札（1.5億円以上）＝1件（個別案審議案件）

※案件抽出担当委員

石原委員 － No. 1

濱田委員 － No. 2

### 抽出案件における主な質疑・意見等

#### No.1 [制限付一般競争入札（1.5億円以上・電子方式）：

#### 魚住町錦が丘3丁目地内配水管布設替工事

（工事主管部署：上下水道局水道工務課）

（経緯・結果）

本案件は、令和7年1月14日に公告、2月6日に開札を行った。

入札結果は、3者から応札があり、低入札調査基準価格を下回ったため、低入札調査案件となりその調査を経て契約締結した。

（工事概要）

本件は昭和45年に布設され、約50年間経過した老朽管の耐震管に布設替える工事で、工期は、令和7年4月1日から令和8年3月10日まで。

設計積算は、管材料費及び設置費を過去の工事实績から算出した概算数量を使用しており、設計業務の省力化を図って発注している工事である。

また週休2日制度対象の工事として経費を見込んだ積算、工期設定をしている。

工事内容は、口径 200 ミリから 75 ミリの配水管を計 1088.7m 布設替えするもので、それに伴う仕切弁設置工を 16 基、消火栓設置工を 5 基、給水管切替工 116 箇所などを行うものである。

Q 本件は、参加者数 3 者 低入札で契約した案件で、落札率 78.49%と令和 6 年度建設工事執行実績の中でも最も落札率が低い。設計金額と契約金額の間で大きく乖離が見られる要因としてどのようなことが考えられるのか。

また、配水管布設替工事（もしくは布設工事）については、他の案件でも低入札での契約が複数件みられる。（大型案件 No.5、通常案件 No.7、No.21、No.30、No.66。）。設計金額と落札価格との差が生じる背景に共通の要因があるのか。

⇒A 落札率が低くなった要因は 3 点ほどあり、「資材置場に適している市街化調整区域から近く、資材や重機等の回送の回転率が良いこと」、「道路幅員が比較的広い地域であり水道管を設置するための掘削がしやすく施工性が良いこと」、「発注時期が年度末であり、比較的業者の手が空いた時期と重なったこと」から、参加者の受注意欲が高まり、価格競争が高めに働いたものと考えられる。

また、配水管布設替工事や布設工事が低入札での契約が多くなっている要因は 3 点ほどあり「年度をまたぐなど、余裕のある工期を設定し発注していること」、「ゼロ債などを活用しながら、年間を通じて切れ目のない発注に努めていること」、「ある程度まとまった工事量で発注するように努めていること」、などの理由により参加者の受注意欲が高まり、価格競争が高まりやすいものと考えている。

Q 設計金額を算出するにあたり、資材置場が近くにあるなどコストが下がる要因など、あらかじめ分かりそうな要因について設計の中に事前に含めないのか。

⇒A 水道工事の積算は、水道事業実務必携という本に基づき、単価に歩掛りを掛けるなど計算し、また、単価については、公になっている単価表を基に積算している。経費については、今回の工事場所を考慮して補正係数を掛けて積算し、市街化調整区域の地域区分の反映については、明石だけでなく全国で決まっております、それに基づいて算出している。

Q 発注時期が「年度末であり、比較的業者の参加意欲が高かった」ということだが、対象参加業者が18者あるなかで、参加業者数は3者であり、競争性（参加意欲）が高まっているのか？

⇒A 水道工事で入札参加数3者が多いということではないが、水道工事は一般土木工事と違い配管工という特殊な作業員が必要となり、対象の市内業者で配管工を抱えている業者は複数者あるが、たまたまこの時期は3者であったと思われる。水道工事は、年度当初、年度末に発注しても競争性が高い。

18者というのは参加要件で土木工事かつ特定許可を持っている業者数である。日ごろから明石市の公共（水道）工事に参加いただいている業者5～6者中で3者の参加があり、約18者の中での競争性ではなく、その5～6者での競争性が働いたという趣旨と理解している。

水道工事においては、現段階ではその数者が適正であり、その中での入札なので競争性が働いたと考えているという理解でよろしいか。恐らく今後もこの種の工事はかなり発生すると思われるので、この点が気になっていた。

Q 初めて週休2日制度対象と聞いたが、これまでにこのような事例はあったのかのか。

⇒A 明石市は今年の4月1日より試行で実施しており、兵庫県や神戸市は1～2年早かったと思う。建設業に時間外労働規制が適用され、技術者が少ない等関係もあり働き方改革のひとつである。

Q 今後は週休2日制対象工事が一般的になるのか？

⇒A 明石市の場合、土木一式工事はすべて実施。

建築関係の改修工事は、学校関係など夏休み期間に実施する工事は週休二日制の対象外としている。ただし、建築の新設工事は対象としている。

Q 週休2日制対象工事とすることにより予算が多くかかるのか？

⇒A その分の経費を上乗せしている。

Q 入札者参加者はそれらの経費を含んで入札しているのか。

⇒A すべての経費を見込んで入札している。配管工を元請けで持っていなければ下請けに出す必要があるが、今回の受注者は配管工を持っていたので、入札額を抑えられたのではないか。

Q 設計金額の積み上げと単価自体はきまったものがあるということだが、最近の物価高騰については、単価は毎年見直しているか。

上昇率が高いので5年とかでは間に合わないと思われる。

その時の適正な金額で設計されているということによいか。

⇒A 毎年度、見直している。兵庫県の単価は毎月なので、毎月更新しており、適正である。

## No.2 [制限付一般競争入札（1.5億円未満・電子方式）：

### 石ヶ谷公園園路改修工事

（公園・海岸課）

（経緯・結果）

本案件は、令和6年11月6日公告、11月21日に開札を行った。

入札結果は、9者から応札があり、1番札と契約締結した。

### (工事概要)

本工事の箇所は、明石市大久保町松陰字石ケ谷 1126 番 47 地内にある石ケ谷公園となる。工期は令和 6 年 1 2 月 3 日から令和 7 年 3 月 1 0 日まで。

石ケ谷公園内の老朽化した園路を改修する工事であり、昭和 56 年に整備したレンガ舗装について、これまで部分的な修繕を重ねてきたが、経年劣化が進行し、抜本的な対策が必要となり、カラーアスファルト舗装への改修工事を行った。

施工箇所は、駐車場から体育会館へつながる主たるルートとなる。

主な工事内容は、レンガ舗装を撤去し透水性のカラーアスファルト舗装するもの。その他、掘削などの土工事や、側溝改修等の雨水排水整備工事を含む。

Q 近年の課題として入札参加者が減少傾向にある中で、比較的多数の 9 者入札があったものの、落札者以外は、いずれも無効、失格となった事例であり、さらに予定価格超過と最低制限価格未滿が混在している。一般的にかかるような状況は特徴的であり、如何なる所以があったのか、委員会検討対象として抽出し、その理由や対策等を含め、適正な入札システムに向けて検討を行いたい。

⇒A 当該工事において、比較的多数の応札者があったことについては、発注工事内容が、公園内の仕切られた空間で行う舗装工事という観点から、受注者にとっても施工しやすいと認識された結果と考えられる。

見積により公表されない材料単価が 3 点（透水性アスファルト、レンガ処費、視覚障害者誘導用ブロック）あったために、応札者の見積作業過程で差異が生じた可能性があり、その結果として、無効（予定価格超過）や失格

（最低制限価格未滿）が混在する状況が生じたと考えられる。なお、予定価格に対して入札価格が大きくはずれている応札者はそもそも積算能力が不足していた可能性もあると思われる。

入札参加者が透水性アスファルト合材の見積りを徴取する時は、アスファルト製造プラントに見積り依頼するが、取引先等の関係性により見積額が変わり、発注者側で見積りを徴取した見積価格と必ずしもそれと一致する状況ではないので、厳密にどこが違うかの分析は出来ない状況である。入札参加者

にヒアリングを行うと舗装工事の見積単価の徴取は、難しいとの意見もある。

今回、透水性アスファルトは一般の舗装工で使用する材料とは異なり、公園で使用する特殊な自然色舗装のアスファルトなので、各プラントにて独自に製造する必要があることから、工事担当主管課が話したように、関係性によって見積りの違いがでてきているのではないかと思われる。

Q 今回はアスファルトなどの特別仕様だった事が入札結果に大きく影響しているのか、それとも舗装工事については見積りが公表されていないので大きく差があるのか、それとも本件だけか。

⇒A 大蔵海岸園路改修も舗装工事だが、こちらは予定価格（最低制限価格）ぴったりで入札に入ってきている。この差がなぜかという、公表されている単価を使っているのか、そうでないのかの違いがあるので、今回は自然色舗装の特殊なアスファルト（見積徴取）が原因ではとの推測がある。大蔵海岸は真砂土舗装で、積算基準どおりのため1円単位で積算できる業者もあり上下のばらつきがない。なので、今回の案件は特殊である。

Q 今回は特殊性が影響したという認識でよいか。

あきらかに入札価格からはずれたのもあったが、ベテラン業者とも思えたので、ここまで大きく差がでる事に違和感があったが、今回は個別性があり、これだけの差異がでたということであるならば、一定の認識として承知した。ただ、たくさんの業者から参加を求めている中で、これだけ幅がでるのは入札の適正性や競争性に欠けるのではないか

その点に関し舗装工事園路改修工事において工夫されていることはあるか。

⇒A 事務局からも説明があったが、特殊なカラーアスファルトでありかつ、公園であるが故に景観性にも配慮した中で、見積り部分が不確定要素となった。

舗装工事は、国交省や兵庫県と同じ積算体系を使っていて、比較的経費が高めで、現場条件もよく参加意欲が高まる認識があるが、見積り部分があると積算しにくくなるのが今の入札制度の現状と思われる。

土木一式工事は試行として、見積単価を公表している。舗装工事についても特殊性があるので今後見積り単価の公表の検討をしている。そうすると今回のようなばらつきが少なくなってくると考えている。

Q 公表された方が業者も分かりやすいから応募にも繋がるのではない  
か。

⇒A 舗装が人気で応札数があるなかで、委員長のご指摘のように適正な範囲で競争してもらうなら、一定の公表が必要になるかと思われる。

応札しようとする業者から質問が8件あった。単価に関する質問が多く、確かに単価を公表する方がいいのではないかと事業課としても思う。

(ご意見)

工事はブロックを取って新しく舗装するというそんなに難しい工事ではないと思うのでこれだけの業者が入っていると思う。

入札業者名を見れば、ふだん入札している会社が多く、入札としては適正で問題ないように思う。

問題点は、やはり価格についてで、アスファルト部分の見積りがずれたという点が腑に落ちない点である。カラーアスファルトが特殊かというところまで特殊ではないと思うし、プラスアルファの部分をごくくみかで見積りされた方も最低制限価格だと思われ、予定価格超過の業者がどのように見積もっているか気になる点である。今後、単価の公開をしてもらえるのであればその辺りも検討していただければいいと思う。

それぞれの会社で得意、不得意があって土木一般をやっている会社と水工系の会社で得手不得手があるのではないか。

もう少し同じ価格帯で入札してくれれば、本来すごくいい入札価格の事例になったのではないかと思う。規模的には大きくもなく、小さくもなく、見積りにくいかと思われる。もうすこし大きい規模であれば積算しやすいかも。ただ、近年石油が上がっているのでアスファルトにも影響はしているは思うので、少し高く見積もったのかもしれない。

## 個別審議案件資料における主な質疑・意見等

### No.1 〔総合評価一般競争入札（1.5億円以上・郵便方式）〕

#### 明石市役所新庁舎建設工事

（工事主管部署：プロジェクト推進室）

#### （経緯・結果）

本案件は、令和6年7月22日公告した総合評価一般競争入札である。

入札結果は、1者から応札があったが、一次審査の入札価格審査の結果、予定価格超過のため不調打ち切りとなった。

再公告は、令和6年12月20日で、1者応札があり、一次審査の入札参加要件の審査した結果、適合し、次の二次審査の「入札価格審査」及び「施工者選定基準」についても審査した結果、審査に適合したので仮契約を結び、その後、議会で契約議案の承認を得て本契約を締結した。

#### （工事概要）

工事期間は、令和7年3月27日から令和11年9月10日として、約4年6か月を見込んでいます。

(1)敷地概要 建設地は中崎1丁目5番1号

(2)建物概要 主要用途が事務所、延床面積が21,360.82㎡、階数高さは地上7階

(3)構造概要、主体構造はS造（鉄骨造）、一部SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）、基礎構造は布基礎で免震構造を採用

配置計画では、新庁舎棟については、現在解体中の立体駐車場の跡地に新たに建設し、現庁舎跡に来庁者駐車場や公用車駐車場を計画している。

フロア構成は、1、2階を窓口フロア、3、4階を執務フロア、5階を議会フロア、6階を市民エリア、議場（ぎじょう）

工程計画は、開発1工区～3工区については、新庁舎棟北側（国道28号側）の外構工事を開発1工区、新庁舎棟南側及び東側の外構工事を開発2工区、来庁者駐車場及び公用車駐車場を開発3工区としている。

工事の工程は、ステップ0の準備工事として仮設駐車場整備工事を行った後、現在、ステップ1である立体駐車場の解体を行っているところであり、立体駐車場の解体が完了した後、ステップ2の新庁舎建設、開発1工区の工事が完成したら、新庁舎への移転を行い、ステップ3として既存棟解体や開発2工区、開発3工区の工事を行う予定である。なお、開発3工区は別途工事としている。

Q 1回目(令和6年9月27日開札)では、設計金額148億9400万円に対し、予定価格超過のため、不調となっている。2回目は、設計価格が187億3300万円と大幅に増額されている。その内容（根拠）について伺いたい。総合評価一般競争入札で行われたが、1社入札の場合、価格以外についての評価は行うのか。行う場合、今回の入札で、価格以外の評価ポイントとして、特に優れていると評価された点があれば伺いたい。

⇒A 1回目の入札は、設計価格に対して入札価格が約29億円超過した入札額となった。入札不調の原因を把握するために、大手から県内本店のゼネコン15者、及びサブコン22者に対して建設資材や労務費高騰の状況および入札意欲についてヒアリングを実施したところ、民間を中心に建設工事需要が増加している中、特に設備業者の不足により設備工事の工事価格が高騰し、国の積算基準による工事価格と実勢価格が大きく乖離していることが原因と考えられる。また、今後も引き続き工事費が上昇する見込みであると回答を得た。

建設工事費が下がる要素がないと見込まれるなか、1回目の入札結果やゼネコンやサブコン各社のヒアリング結果、今後の物価上昇の見込み等を総合的に勘案

して工事費の積算を見直し、増額を行った。また、複数の自治体においても、当初から予定価格を上げて再発注している事案もある。

新庁舎建設工事については、参加者の実績や業務体制、品質確保、工程管理などに加え、来庁者や周辺住民に配慮した技術提案、地域経済活性化への貢献、情報発信や市民参加に関する提案を求めた。選定委員会においては、実績やノウハウを生かした総合力が高い提案であると評価をいただいた。特に優れていた地域経済活性化への貢献の項目においては、地域との協働・連携、市内企業の技術力に対する提案、市内企業への発注金額等で高い評価を得ている。また、現場見学会などの提案も受けている。

Q 新庁舎建設工事の1回目の入札で参加者数が1社のみで、2回目の入札も1回目に価格超過で不調に終わった。同じ企業のみでの参加のようだが、なぜこの様に入札参加数が少ないのか、理由について把握されているか。

⇒A 1回目は、できるだけ多くの事業者の参加を見込むため、ゼネコン各社に工事のPRを兼ねたヒアリングをしたうえで実施した。2回目は、1回目が1者だったことを踏まえて、企業の規模や経営状況、技術職員数に関する経営審査における総合評定値（P点）の要件を、全国展開している中堅ゼネコンから県内に本支店がある業者までが参加できるよう1,400点に緩和したが、結果的に1者となった。その要因は、民間を中心に建設工事の需要が増加しているためと考えられる。

Q 入札参加者が1者に留まった理由は何か。また参加者が限られる原因は何であるか。また改善する方法はあるかどうかをお聞きしたい。

⇒A 参加者が限られる要因として、民間を中心に建設工事の需要が増加していることが挙げられる。ゼネコンへのヒアリングでは、民間大型物件建設工事の受注による技術者や作業員が不足しているため、当面の間新規大型公共工事を受注する見込みがないとの回答があった。発注者が改善できることは、できるだけ入札参加要件を緩和するしかないと考える。また、建築費が高騰している社会情勢においては、積算基準どおりでは受注者の確保が困難であり、入札不

落を防ぐため、あらかじめ見積りを徴取する等により、予定価格が実勢価格と乖離しないようにする必要があると考える。

Q 2番目の質問についていろいろな建設業界の方や、電気空調関係の会社の方と話す機会が先日あった。現在、データセンターと物流の建設工事が非常に近辺で多数行われており、とくに電気工事が非常にタイトなスケジュールであるとのこと。データセンターは逆に空調業者がひっぱりだこであると伺った。そのため、この状況は今後も変わらないのでは。電気・空調工事を安心して任せられる業者が今回の規模になると数者に限定されてしまっているのでは。

⇒A 今回の工事の規模・内容では、できる業者がたくさんいるわけではない。元請けに設備業者などのランクを下げる方法はないかとヒアリングしたことがあるが、結局、元請けの管理の手間が増えるので、元請けとしてはランクを下げることにあまり積極的でないと伺った。データセンターの他にも、別のゼネコンからはIRが始まるため、そちらに技術者が流れてしまうと聞いた。IRを実施するにあたって全国から職人が来るため、その方々が居住するための住宅建設工事が増え、また人手不足になるとのこと。ゼネコン十数者と話をしたが、今後1～2年以上はずっと忙しい状況が続くと聞いている。

データセンター建設等は2030年程度で完成するとの情報もあり、建設費の高騰については長期間続く可能性もあると考察している。

Q 品質などの実績で合格水準を想定しているのか。優れた評価としては問題ないと思うが、比較対象がない場合の最低ラインの基準は設けているか。

⇒A 技術審査の配点が満点で50点、25点を下回ると失格。入札価格の点数がよくても、技術審査の点数が基準に満たなければ失格となる。

### 3 建設工事に関する入札・契約手続きの執行状況報告

事務局から、事前に説明した「令和6年度建設工事執行実績総括表」、「令和6年度建設工事執行実績リスト（大型・通常・随意契約・不調）」、「入札不調状況について（報告）R1年度からR6年度」、「令和5年度指名停止措置リスト」の資料に基づいた意見・質問に対する回答を事務局担当者から報告する。

- Q1 西明石町5丁目雨水管布設工事について、1回目は2者とも予定価格超過で不調となり、設計金額を見直した結果、落札率90.71%で受注者が決まったが、2回目ではどのような変更を行ったのか。
- Q2 国道2号和坂拡幅雨水管布設工事ほか工事の雨水管布設工事は、低入札での契約となっている。通常案件No.56とは対照的な結果となっているが、その要因として考えられることは。

⇒A1 マンホールポンプの据付を行うために設置する仮設の立坑の積算について、市と業者の考え方に違いがあったことが判明したため、整理し、積算を見直した。

⇒A2 受注者は、現場近くに資材置き場を所有しており、経費等を抑えることができたため、低入札価格で応札できたと考えられる。一方、上記で不調となった西明石町5丁目雨水管布設工事では、別部署のマンホールポンプ設置工事を分離発注しており、工事の工程調整等に時間を有すると考え、国道2号和坂拡幅雨水管布設工事ほか工事にはそのような調整が不要であり、価格を抑えて積算したと考えられる。

- Q 平均参加者数の低下は近年の課題になっていて市としても対応等を取られていると思うが、増加しない要因は何か。

⇒共通A （他の委員からも同趣旨の質問があり、本回答を共通とする。）

事業者からは、自社、下請けを含め人材確保が難しく、民間を含め複数の工事を施工できる体制が整わないと聞いている。また、入札から工事検査に関する市

への提出書類が多いという意見があり、その負担感が応札意欲に影響しているのではないかと思われる。ただ、舗装工事など人気の工種もあり、明確な理由は判明していない。本市の取り組みとしては、同種工事の大型ロット化、低入札価格調査制度の見直しや工事書類の相互情報共有システムによる提出方法の電子化など、事業者の負担軽減を図ることで競争性の確保や不調防止につなげようとして取り組んでいる。適正な入札制度を維持していくには、さらなる対策が必要である。

本市では特に高額な案件の入札参加者数（A・Bクラス）が少ないことが影響しており、ランクに応じた発注価格帯の在り方を検討するため、他都市の入札制度を調査している。あわせて、入札制度等についての改善要望など市内業者のじかの声を聞ききつつ、遠隔臨場などDXの推進、市への提出書類の簡素化なども引き続き進めていく予定である。

Q 審査に係る提出書類は他と比べて多いのか

⇒A 事業者から多いとの声を聞いている。本市では、国税の滞納がないことを案件ごとに確認しているが、近隣では業者登録時に提出を求め、案件ごとには確認していない市もある。実際に滞納している事例もあるため、省略は難しい。

暴力団排除の誓約書の押印省略について、現在警察と協議中であり、工事検査書類の簡素化も進んでいる。一つひとつ整理を進めている。

Q 省略できることにはどのようなものがあるか。

⇒A 来庁の手間を少しでも省くため、データ提出（ペーパーレス化）を進める。

また、実績調書は調書本体と当該契約書（写）を求めているなか、調書の提出がないと書類不備で無効としている。契約書を見て審査できるのであれば、不備としないなどの効率化も考えていきたい。

Q 審査するのも負担ではないか。

⇒A 時間や労力がかかり負担が大きい。事業者は複数の入札案件で同じ書類をす

べて用意する必要があり、市も審査の負担が増える中、実際の要件を満たしているのに無効となるのはもったいない。

- Q 1 機械器具設備更新などの特殊な案件を除いて、「応札者なし」や「1者のみ」の参加などの案件が散見されるようになってきたと感じている。適正な入札制度を維持するためには、適正数の参加を確保することが必要。明石市として、応札者が少ない理由について把握できているのか。またどのような対策を検討されているのか。
- Q 2 落札率 78.49%はかなりの低入札となっているが、低入札になった理由は把握しているのか。もとの積算と最も大きく差がでた理由は。
- Q 3 明石市役所新庁舎建設工事について、1回目の入札で予定価格超過になり、不調に終わった理由は。
- Q 4 戌亥谷橋修繕工事について、何度も入札が不調に終わっている。  
1・2回目の「応札者なし」についてはどのような理由なのか。
- Q 5 不調について、令和6年度は令和元年から令和5年にかけて徐々に減少傾向にあったが一転して増加している。この原因は。  
また、今後入札不調を防ぐ対策として、明石市はどのような対策を検討しているのか。

⇒A 1 回答は、P. 14 共通Aのとおり。

⇒A 2 抽出案件 魚住町錦が丘3丁目地内配水管布設替工事の回答のとおり

⇒A 3 個別審議案件 明石市役所新庁舎建設工事の回答のとおり

⇒A 4 本工事は、第二神明道路上に架かる車道橋に吊足場を設置し、補修を行う工事である。1回目は、本工事内容と同様の、高速道路を跨ぐ、最大支間長20m以上の車道橋吊り足場を伴う補修・補強工事の経験を求め、さらに、工事の特殊性等を考慮して地域要件を兵庫県内に拡大したものの応札者がなかった。  
2回目は、施工実績はそのまま、地域要件を全国まで拡大したが応札者がなく不調となった。

ヒアリングの結果、「高速道路を跨ぐ支間長20m以上の車道橋」と「吊り足場」という規模及び足場の形態をとともに求めたことが要因であったため、3回

目は高速道路の規制と橋梁の補修・補強工事の経験に緩和した。

⇒A 5 令和6年度の不調が増えた要因は、入札書類の不備、同一案件の不調の連続などが例年より多くなっている。

業者の入札にかかる提出書類等にチェック漏れがないよう、ホームページ等で注意喚起を行うとともに、業者の事務を簡素化できるように書類の削減や様式の改善を図っている。また施工実績が過度になっていないのかなど、工事主管課にヒアリングし、より多くの事業者が入札に参加できるようにし、不調の防止に努めたいと考えている。

あわせて、他都市の入札参加者の確保の取り組みなど事例の調査を進めるとともに、幅広く事業者の声を聞きながら、一つひとつ改善に努めていきたいと考えている。

Q 1 大窪八幡公園照明灯再整備工事と大窪八幡公園再整備工事は一体として、神社敷地に関わるものとして、神社と古い付き合いのある企業が選定されているものと理解される。使用貸借、神社という建物の特殊性を鑑みた結果であると思われ、スケジュール短縮等の考慮要素も理由としては記載されているものの行政機関の発注工事において、対象との長きに渡るつきあいを選定の基礎とすることはフェアな契約であるのか疑義を招く可能性も懸念される。スケジュールへの配慮などについて可能であればより具体的な理由を聞きたい。

Q 2 不調件数も増加傾向にあり、負担軽減をはじめ種々対策を検討実施されていることは承知しているものの、入札参加者の減少傾向も続いており、不調のみならず、今後の適正な入札制度の維持のためより効果的な対策が検討される必要があるように考える。働き手の不足や資材高騰など周辺環境の要因もあるが、今後検討している対策などがあればご教示いただきたい。

⇒A 1 大窪八幡公園照明灯再整備工事と大窪八幡公園再整備工事は現在進行中の神社再建工事と同一敷地内かつ同時並行で行う工事である。両工事は大型重機を終日使用するが、車両搬出入口が1箇所に限られており、さらに工事車両が参道を横断せざるを得ない状況となっている。

神社運営において、日々の祭事や不規則に発生するご祈祷・一般参拝が最優

先されるなか、別業者が施工した場合、限られた搬出入経路と工事ヤードを両者で取り合うことになり、参拝者の安全確保や祭事のスケジュールをめぐり、現場調整が輻輳し、工事が停滞する恐れが非常に高くなる。

随意契約の相手方は、既に神社の再建工事を施工しており、境内地全体の詳細な状況や工事計画を熟知しており、関係者と密に調整（日々の祭事・ご祈祷のスケジュール確認等）を行いながら工事を進めている実績がある。

大窪八幡公園照明灯再整備工事と大窪八幡公園再整備工事についても、この業者に一体的に施工させることで、両工事の重機稼働や車両動線、工事スケジュールを一元的に管理し、日々の神社の祭事を最優先しながら、参拝者の安全を確実に確保した上で、効率的な工程調整（スケジュール管理）を行うことが可能となる。

報告資料の随意契約の理由に関係者との信頼関係との記載をしている箇所があるが、この点を随契の主な理由としているのではなく、同一敷地内で同時進行せざるを得ない状況の中、先行している神社の再建受託者と随意契約することにより、工期の短縮及び工事業者や一般利用者の安全面を確保できる点が、随意契約の根拠であるが、ご指摘のとおり随契理由の記載について今後はより注意を図る。

⇒A 2 回答は、P. 14 共通Aのとおり。

Q 今回の件は特殊な事例か。また、今後も同じ基準で随意契約する可能性はあるか。

⇒A 非常に特殊な事例である。同一敷地内で複数工事が集中し、安全リスクがある場合に工期短縮や安全確保のため、同じ基準で随意契約する可能性はあるが、工期に余裕がある場合などは分けて発注するなど、ケースバイケースでの対応となる。

#### 4 閉会（午後3時15分）